

鳥羽市子どもの貧困対策計画
～とばっ子の輝く明日のために～

平成31年3月
鳥羽市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 子どもの貧困のとらえ方	2
第2章 現状	3
第1節 数字でみる鳥羽市の状況	3
(1) 子どもの貧困率	3
(2) 生活保護世帯の子どもの数	4
(3) 就学援助を受けた児童生徒の数	4
(4) ひとり親世帯数の推移	5
(5) 児童扶養手当受給者数	5
第3章 実態調査	6
第1節 概要	6
(1) 鳥羽市子どもの生活に関するアンケート調査	6
(2) 関係機関ヒアリング調査	8
第2節 分析・考察（対応が必要な検討課題）	9
第4章 基本理念と基本方針	10
第1節 基本理念	10
第2節 基本方針	11
第5章 具体的取り組み	12
第1節 基本理念・基本方針を踏まえた取り組み	12
(1) 教育の支援	12
(2) 生活の支援	14
(3) 保護者に対する就労の支援	16
(4) 経済的支援	18
(5) 包括的な支援	20
第6章 推進体制	22
第1節 関係機関との連携	22
第2節 計画の進行管理	22
資料編	23
第1節 策定経過	23
第2節 鳥羽市子ども・子育て会議条例	24
第3節 鳥羽市子ども・子育て会議委員名簿	25

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

2016年（平成28年）の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は13.9%となっており、2013年（平成25年）調査時より2.4ポイント下がっているものの貧困状態にある子どもは約7人に1人となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、国では2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行し、さらに同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するために「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）を閣議決定しました。

このような国の動きを踏まえ、三重県では2016年（平成28年）3月に「三重県子どもの貧困対策計画」（以下、「三重県計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた施策に取り組んでいます。

本市においても、国や三重県の取り組みと連携し、鳥羽市のすべての子どもの未来を応援するために「鳥羽市子どもの貧困対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

第2節 計画の期間

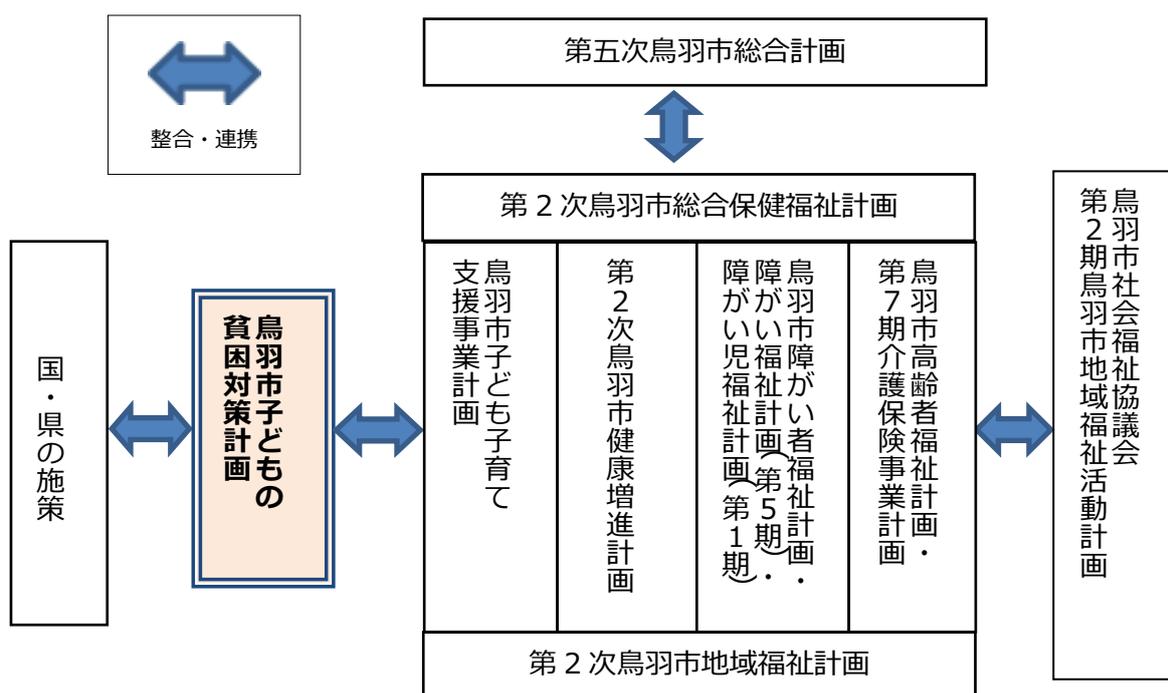
本計画は2019年度（平成31年度）から2024年度（平成36年度）までの6年間で計画の期間とします。

子ども・子育て分野の行動計画である、「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」を下支えする計画であり、策定予定の第2期計画に先行して取り組んでいきます。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
鳥羽市子どもの貧困対策計画	→					
鳥羽市子ども・子育て支援事業計画	→	第2期計画				→

第3節 計画の位置づけ

本計画は国や県の子どもの貧困対策施策や計画等に基づき、「第五次鳥羽市総合計画」、「第2次鳥羽市地域福祉計画」「第2次鳥羽市総合保健福祉計画」等の保健・福祉・医療の分野別の行動計画との整合性をはかりながら、本市における子どもの貧困対策を総合的に推進する計画としての目標、施策などを示すものです。



※第2次鳥羽市総合保健福祉計画：保健福祉分野全体にまたがる総論と、「第2次鳥羽市地域福祉計画」及び各種個別計画（「鳥羽市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい児福祉計画（第5期）」「第2次鳥羽市健康増進計画」「鳥羽市子ども・子育て支援事業計画」）を一体的に束ねた計画。

第4節 子どもの貧困のとらえ方

三重県計画では、経済的困難だけではなく、経済的困難に起因して発生する様々な課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえています。

本計画においても同様に、経済的困難な状況だけではなく、そのことから起因して発生する様々な課題を「子どもの貧困」ととらえることとします。

第2章 現状

第1節 数字でみる鳥羽市の状況

(1) 子どもの貧困率

相対的貧困・貧困率について

「相対的貧困」は、平均的な所得水準よりも相対的に低い状態にあることをいいます。最低限の衣食住も満たせない「絶対的貧困」とは異なり、現代社会で一般的に行われている通常の習慣や行為（物の所有、教育や文化的な経験など）が行いづらい状態のことで、「見えない貧困」と言われることもあります。

国民生活基礎調査（厚生労働省）

では、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準としています。

本計画においては、この水準に満たない世帯の割合を貧困率とし、「子どもの貧困率」は、子ども全体に占める、貧困水準に満たない子どもの割合とします。

子どもの貧困率

2016年（平成28年）国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの貧困率は13.9%となっており、貧困状態にある子どもは約7人に1人となっています。

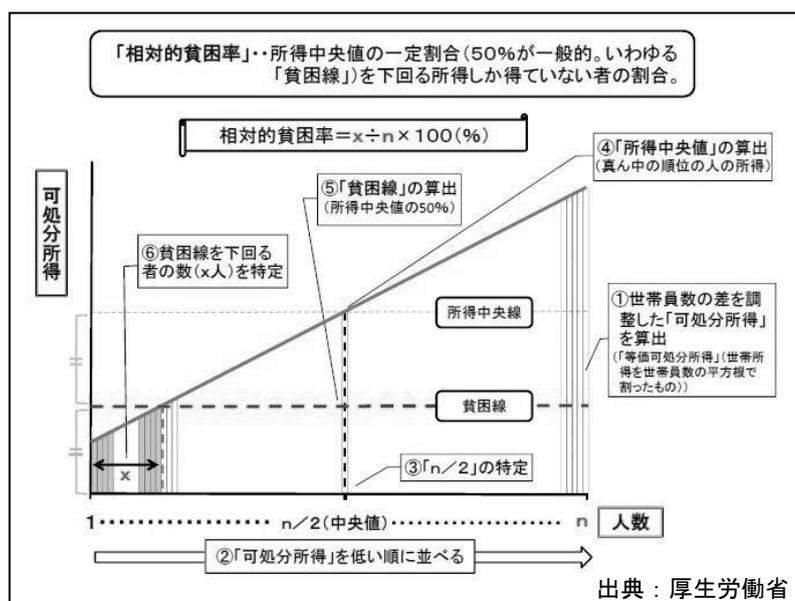
鳥羽市では2017年度（平成29年度）に子どもの生活に関するアンケート調査を行いました。世帯所得に関する設問から割り出した貧困率は保護者調査では14.3%（児童生徒調査では13.1%）となり、本市においても貧困の状況は国とほぼ同じ水準にあります。

ひとり親世帯の子どもの貧困率

ひとり親世帯の貧困率は、上記の国民生活基礎調査では50.8%でしたが、鳥羽市調査では59.0%となっており、経済的に苦しい状況に置かれているひとり親世帯の割合が、国の統計結果よりも多いという状況が明らかとなりました。

貧困率の比較

	子どもの貧困率	ひとり親世帯の子どもの貧困率
全国	13.9%	50.8%
鳥羽市	14.3%	59.0%



(2) 生活保護世帯の子どもの数

市内の生活保護世帯数は、2017年度（平成29年度）は81世帯と、年々減少傾向にあり、被保護世帯人員についても同じく減少傾向にあります。

なお、生活保護世帯における18歳未満の人数は、対象世帯数が少ないことや年度による変動がみられることから統計的な分析は難しい状況ですが、2017年度（平成29年度）には3世帯6人となっています。

市内の被保護世帯数等の推移（厚生労働省：被保護者調査）

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
被保護世帯数	94	95	92	85	81
うち18歳未満のいる世帯	3	2	2	1	3
被保護世帯人員(人)	108	107	104	96	96
うち18歳未満	4	3	3	2	6

資料：健康福祉課

(3) 就学援助を受けた児童生徒の数

「学校教育法」第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行っています。対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」と、教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定する「準要保護者」となっており、鳥羽市の認定基準は生活保護の基準額の概ね1.5倍未満の世帯収入額としています。

平成29年度には、児童生徒の約7人に1人が就学援助を受けていることとなります。

要保護及び準要保護児童生徒の推移

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就学援助を受けた児童生徒数(人)	160	171	163	153	175
小学生	102	112	96	80	100
中学生	58	59	67	73	75
就学援助率	10.6%	11.9%	12.1%	11.7%	14.1%
全児童生徒数	1,511	1,431	1,346	1,306	1,241

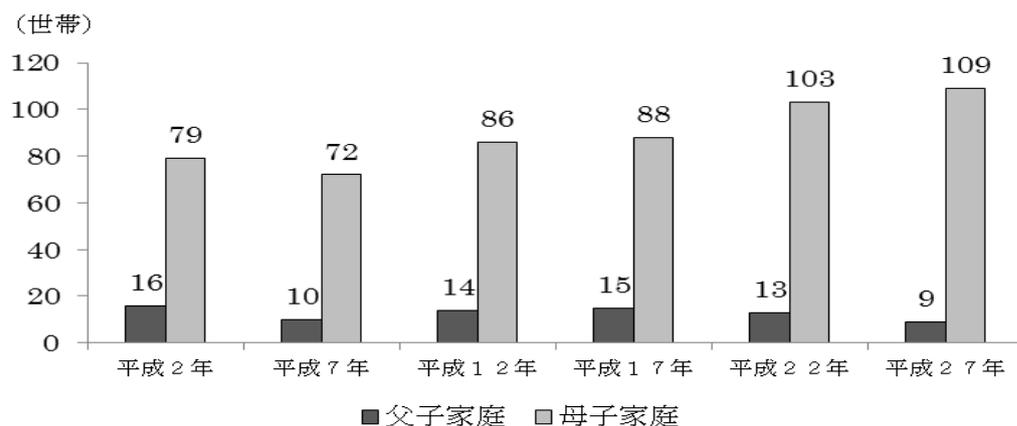
資料：教育委員会

(4) ひとり親世帯数の推移

父子世帯数は、微増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しています。母子世帯数は、平成2年から平成7年にかけて減少し、その後増加に転じています。

なお、他の親族等と同居しているひとり親世帯は含まれていません。

■ひとり親世帯数の推移



(5) 児童扶養手当受給者数

児童扶養手当受給者数は、近年減少傾向にあります。

受給者のうち、本人や同居する親族等の所得制限超過により児童扶養手当の支給が停止となっている方の数は20人前後で推移しています。

児童扶養手当受給者数

単位：人

種別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受給者(全体)	186	182	175	162	143
支給者	165	163	156	139	120
停止者	21	19	19	23	23

資料：健康福祉課

第3章 実態調査

第1節 概要

(1) 鳥羽市子どもの生活に関するアンケート調査

① 調査の目的

子育て世帯の貧困や貧困の連鎖が社会問題として注目される中、本市において経済的に厳しい世帯の状況が、子どもとその家族の生活にどのように影響しているのかを明らかにするために実施しました。

② 調査方法・対象者

対象者：市内に居住する就学前児童及び市立の小学校・中学校に在籍する子どものいる
 全世帯の保護者、市立小学校の4年生以上の児童及び市立中学校の生徒全員
 調査期間：平成29年11月20日～平成29年12月5日

配布数及び回収状況

調査区分	配布数	有効回収数	有効回収率
保護者調査	1,023	687	67.2%
児童生徒調査	842	382	45.4%
うち小学4～6年生	399	211	52.9%
うち中学1～3年生	443	171	38.6%

③ 調査結果概要

世帯の状況

世帯の分類にあたっては、「相対的貧困世帯」という枠組みに加え、経済的に厳しい状況にあることが多いと言われる「ひとり親世帯」についても分類に加えて分析を行いました。

調査区分	全体回答	ひとり親世帯回答											
		判定不能	相対的貧困世帯		非相対的貧困世帯								
保護者調査	687	112	82	14.3%	493	85.7%	74	10.8%	13	36	59.0%	25	41.0%
児童生徒調査	382	76	40	13.1%	266	86.9%	55	14.4%	13	24	57.1%	18	42.9%
うち小学校4～6年	211	41	23	13.5%	147	86.5%	28	13.3%	5	12	52.2%	11	47.8%
うち中学校1～3年	171	35	17	12.5%	119	87.5%	27	15.8%	8	12	63.2%	7	36.8%

回答結果概要

貧困等の状況

- ・鳥羽市では全国平均よりもひとり親世帯の相対的貧困率が高い。
- ・子どもの年齢が上がるほどひとり親の割合が高くなる。

保護者調査

- ・相対的貧困世帯、ひとり親世帯では、相談できる相手がいないという回答の割合が高い。
- ・保護者自身が成人前の家庭的な困難や経済的困窮を経験していることが多く、貧困の連鎖があることがうかがえる。
- ・「就学支援」や「養育費」など、本来得られるであろう経済的支援や援助等を受けていない世帯が多数ある。
- ・経済的な理由から税金等や公共料金等の支払いができなかった世帯が一部にみられたが、保育料や給食費、学用品等の支払いの滞りはほとんど見られない。
- ・ひとり親世帯では、保護者が子どもと関わる時間を十分確保できず、子どものケアが行き届かない家庭がある。
- ・希望する支援としては、経済的援助や住居に関する事など基礎的なニーズが多く、まずは安定した生活を送るための支援が望まれていることがうかがえる。
- ・相対的貧困世帯では習い事をしていない子どもが多く、子どもに大学までの最終学歴を希望する割合が少ないなど、「貧困と学力の相関」を想起させる結果となっている。

児童生徒調査

- ・日常生活習慣に関して相対的貧困世帯、ひとり親世帯では全体よりも乱れがちである。
- ・悩みごと、心配なこと、困っていること、誰かに相談したいと思っていること等について、相対的貧困世帯、ひとり親世帯では「特にない」という回答の割合が少ない
- ・家庭の経済的な困難は、子どもの健康、日常生活習慣、学業、友人関係、自己評価等、幅広い領域に負の影響を及ぼしていることがうかがえる。
- ・経済的に困難な世帯の子どもについては、ものを持っていない、塾や進学等の費用がないといった経済的な問題に加え、家庭で十分なケアを受けられていないことによる日常生活習慣の問題、保護者の教育意識や家庭の経済状況に基づく学習・進学への意欲の問題等、複合的な課題があることが示されている。

(2) 関係機関ヒアリング調査

1 調査の目的

アンケート調査を補完し、貧困や生活困難の具体的な状況を把握し、支援の課題について検討するための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

2 調査方法・対象者

調査方法：保育所・幼稚園・小学校・中学校や児童福祉関係者等を対象として、自由記述形式のヒアリングシートの配付・回収による調査を行いました。

調査期間：平成 29 年 12 月～平成 30 年 1 月

回収数：19 件

3 調査結果概要

貧困世帯の状況

- ・家庭で食事や衣服等、子どもが十分なケアを受けられていない。
- ・ひとり親家庭で、子どもの落ち着きにも影響がみられる事例がある。
- ・一部に保育所・学校への支払いの遅れがある。
- ・保護者の時間的・精神的な余裕のなさが子どもにも影響している。

貧困世帯について特に課題・問題が大きいと考えられること

- ・基本的な生活習慣の確立が課題である。
- ・家庭学習の習慣が定着しにくい。
- ・子どもの意欲等にも影響を与えている。
- ・保護者自身の育ってきた環境に起因する課題がある。
- ・計画的な金銭管理等が難しい。
- ・保護者が安定して就労できていない状況にあると子どもの生活への影響が大きい。
- ・利用できる行政の支援が十分に周知されていない場合がある。

支援の課題と有効な対策

- ・わかりやすい制度やその周知。支援が確実に届く工夫
- ・保護者と子どもを孤立させないため、関係機関による連携と柔軟な対応
- ・早期発見・早期支援
- ・対応能力の向上と信頼関係の構築を基礎とした助言など
- ・自ら声をあげられない家庭もあることから、積極的な働きかけが必要
- ・保育・教育分野の職員研修
- ・子どもの居場所づくりや学習支援の場の提供
- ・精神的なケアや学習・進学への支援

第2節 分析・考察（対応が必要な検討課題）

アンケート調査及び関係機関ヒアリングにより明らかとなった現状と課題から、対応が必要な検討課題を整理しました。

経済的な支援について

- 子ども食堂等の貧困世帯の支援の充実
- 経済的支援に関する既存の制度の周知の徹底と利用支援

保護者への支援について

- 経済的に厳しい状況にある世帯の保護者・子どもを孤立させないための取り組み
- 支援の必要性や利用可能な支援制度についての保護者への情報提供・働きかけ
- 就労支援の充実
- 相談窓口の周知と相談支援の充実

子育て支援について

- 子どものケアや基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 家庭の教育力の向上のための情報提供や働きかけ
- 子どもの孤立を防ぎ、自尊感情を高める取り組み

学習・進学支援について

- 学力の保障に向けた取り組み
- 進学・就職におけるモデルの提供

ひとり親世帯の支援について

- 子どものケアや基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 家庭の教育力の向上のための情報提供や働きかけ
- 学力の保障に向けた取り組み
- 学習支援の充実
- 進学・就職におけるモデルの提供

第4章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念

子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまうことや、貧困が世代を超えて連鎖するようなことは、決してあってはなりません。

子どもの貧困の実態は見えにくく、特に物質的な一面だけでは適切に捉えることが困難な場合が多くあります。

鳥羽市では、平成 29 年度に実態把握のための調査を行い、対応が必要な検討課題について整理しました。こうした課題に行政と地域が一体となって切れ目ない支援を行うことにより、自分の可能性を信じて、前向きに挑戦できる環境を整備していく必要があります。

本計画では、すべての子どもたちが毎日を安心して過ごしなが、夢や希望をもって成長していける地域となることを目指し、基本理念を次のように定めて子どもの貧困対策に取り組んでいきます。



**とばっ子の輝く明日を応援し、
夢や希望をもって、
心豊かに成長していけるまち**

とば子育て応援キャラクター「ジュジュ」

第2節 基本方針

子どもたちが可能性を最大限伸ばして将来の夢につなげていけるように、経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭に対する支援の方針として、次の5項目の柱に沿って取組みを進めていきます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びを保障します。

(2) 生活の支援

日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないように早期に発見するとともに、支援が必要な人に制度を確実に届けることで生活面の支援を行います。

(3) 保護者に対する就労の支援

すべての子どもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行い、生活の基盤を安定的に確保します。

(4) 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を下支えすることで適切な養育環境を確保します。

(5) 包括的な支援

幅広い分野での取組みを総合的に進めていくため、児童福祉、母子保健、教育等の関係機関と地域が連携した包括的・一元的な支援体制を整備するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

第5章 具体的取り組み

第1節 基本理念・基本方針を踏まえた取り組み

必要な環境整備と教育の機会均等を図り、成長段階に即して切れ目なく必要な施策が実施されるよう、基本理念、基本目標を踏まえて子どもの貧困対策に取り組みます。

また、実態調査から明らかとなった検討課題に対応することで、鳥羽市のすべての子どもの未来を応援していきます。

(1) 教育の支援

すべての子どもたちの「豊かな学び」のため、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学力の保障、関係機関との連携、必要な福祉的支援への接続など、総合的に対策を推進することで、教育・経験の機会提供に努めます。

【実態調査から明らかとなった検討課題】

- 学力の保障に向けた取り組み
- 学習支援の充実

【取り組みの方向性】

- ①学校をプラットフォームとした総合的な支援
- ②教育の機会均等
- ③就学支援の推進

【具体的取り組み】

取り組み	内容	担当課名
児童生徒支援事業	子どもたちが心のゆとりをもって学校生活を送るため、気軽に悩み等を相談できるよう心の教室相談員を学校に配置し、子どもの心の安定に努めます。	教育委員会 学校教育課
学力向上推進事業	全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェックの結果を基に学力向上委員会において指導方法の改善等を協議し、実践することで市内児童生徒の学力向上を推進します。	教育委員会 学校教育課
教育支援センター事業	様々な理由により不登校など学校生活に不適応な状況を示す児童生徒の実態に応じた指導、支援を行い、児童生徒の自立支援を行うため、教育支援センターHAR Pに専任指導員を配置し通級している児童生徒へ生活指導や学習支援などを行います。 また、学校への定期的な訪問を行い集団不適応を示したり不登校傾向にある児童生徒に対する支援を行います。	教育委員会 学校教育課
心身障がい児就学指導事業	心身障がい児就学指導委員会（医師、教員、保育士等で構成）を開催し、新年度に小・中学校に入学予定の特別な支援を必要とする幼児・児童の保護者に対して適切な就学指導を行います。	教育委員会 学校教育課
特別支援教育支援員事業	特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する小中学校に特別支援教育支援員を配置し、将来的に児童生徒が自立して生活できるようになることを目指して、一人ひとりの障がいの種別や程度に応じた自立へのきめ細かい支援を行います。	教育委員会 学校教育課

特別支援教育体制整備事業	発達障がいを含む障がいに関する専門的知識・経験を有する巡回相談員を小中学校に派遣し、特別支援教育担当教員等に児童生徒に対する指導内容や指導方法、個別の支援計画や指導計画の作成に向けた助言を行います。	教育委員会 学校教育課
特別支援教育就学対策事業	心身に障がいのある児童生徒の適切な就学を図るため、関係機関との連携及び特別支援学級、通級指導教室設置校の機能の充実を図ります。また、特別支援学級に在籍する児童生徒の世帯の所得に応じて就学に必要な経費の扶助を行い保護者の経済的な負担の軽減を図ります。	教育委員会 学校教育課
学校給食運営事業	児童生徒の心身の健全な発達を目的とし栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、給食を通して食育の推進や郷土愛の醸成を図ります。 また、経済的に困窮し就学困難な児童生徒の保護者に対しては、学校給食費の援助を行います。	教育委員会 学校教育課
教職員研修事業	鳥羽志摩教育研究会や市教育研究推進校と連携し教職員の資質の向上を図ります。また、各校からの授業研究に対して指導主事を派遣し、授業に対して指導及び助言を行います。	教育委員会 学校教育課
就学援助事業	経済的理由により就学することに支障をきたしている児童生徒の保護者に対し、就学にかかる経済的援助を行います。 また、地理的条件のため遠距離通学をしている児童生徒の保護者に対し、通学費の補助を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会 学校教育課
高校生修学支援事業	高校生が安心して通学し、勉学に打ち込める環境をつくるため、教育における経済負担の軽減を図るとともに、子育て支援及び定住促進に資することを目的に高校生の保護者に対して通学費や下宿等の費用の一部を助成します。	教育委員会 総務課
放課後子ども教室推進事業	加茂小学校区と安楽島小学校区において、地域の方々の参画を得ながら、防災、調理、工作、運動などの様々な教室を企画し、子ども達の放課後の安全安心な居場所作りに取り組みます。	教育委員会 生涯学習課
総合子ども相談事業	総合子ども相談「ほっぷ」において、子どもの発達や成長段階に応じた子育て、学校生活に関すること等、あらゆる相談に対応するとともに関係機関との連携を緊密に行うことで、速やかに必要な支援に繋げていきます。	健康福祉課
母子・寡婦福祉事業	ひとり親家庭を対象に子どもの生活・学習支援事業を行います。また、ひとり親家庭の就労を後押しするため、技能や資格取得の支援（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等）を行うほか、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている人への具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 また、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることのないよう、子どもの学習支援を実施し生活困窮世帯の子どもへの学力向上と居場所づくりを行います。	健康福祉課

【モニタリング指標】

指標	担当課	現状値 (2017年度)	見込値 (2024年度)
心の教室相談員配置数	教育委員会 学校教育課	4人	5人
子どもの生活・学習支援事業参加者数（登録数）	健康福祉課	13人	—

(2) 生活の支援

基本的な食習慣や生活習慣の確立を図るとともに、地域等における「居場所」をつくることで、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることを防ぎます。

【実態調査から明らかとなった検討課題】

- 経済的に厳しい状況にある世帯の保護者・子どもを孤立させないための取り組み
- 支援の必要性や利用可能な支援制度についての保護者への情報提供・働きかけ
- 相談窓口の周知と相談支援の充実

【取り組みの方向性】

- ①保護者の生活支援
- ②子どもの健康と生活の支援

【具体的取り組み】

取り組み	内容	担当課名
【再掲】 学校給食運営事業	児童生徒の心身の健全な発達を目的とし栄養バランスのとれた学校給食を提供するとともに、給食を通して食育の推進や郷土愛の醸成を図ります。 また、経済的に困窮し就学困難な児童生徒の保護者に対しては、学校給食費の援助を行います。	教育委員会 学校教育課
青少年サポートセンター 一運営事業	警察・学校・地域や関係団体と連携し、市内で開催される祭りや夏休み期間のほか、定期的に街頭指導や啓発活動を行い、青少年の非行防止と健全育成の環境づくりを進めます。	教育委員会 生涯学習課
女性相談員設置事業	女性相談員を配置し、女性の困りごとや緊急性の高いDV等に対応します。 また新たな被害を生むことがないよう、中・高生を対象とした講座の開催や市民の方への啓発に努めます。	健康福祉課
【再掲】 総合子ども相談事業	総合子ども相談「ほっぷ」において、子どもの発達や成長段階に応じた子育て、学校生活に関すること等、あらゆる相談に対応するとともに関係機関との連携を緊密に行うことで、速やかに必要な支援に繋がっていきます。	健康福祉課
保育所運営事業	保護者の就労又は疾病等の事由で保育を必要とする児童に対し、市内9保育所において保護者に代わり保育を行います。 サービス業従事者の多い鳥羽市の保育ニーズ（途中入所、休日保育等）や近年増加している低年齢児の保育ニーズに応えることで、保護者の就労機会の向上と子育て家庭の支援に努めます。 また、同時に保育所・幼稚園に在籍する場合の2人目からの保育料を無料にすることで、保護者の経済的負担軽減を図ります。	健康福祉課
一時保育事業	保護者の就労形態の多様化や疾病などにより、家庭での保育が一時的に困難になった子どもを預かり必要な保育を行います。	健康福祉課
子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育ての事なら何でも相談できる窓口（「利用者支援事業（基本型）」）を開設して助産師や保育士が妊娠・出産から子育てまで幅の広い専門的な相談に対応します。また、こうしたサービスを広く利用できるよう、市内各地に出向く「にこにこ広場」を実施し地域格差のない支援に努めます。	健康福祉課
放課後児童健全育成事業	昼間、共働きなどで家庭に保護者のいない児童が、放課後や長期の休みを安心して過ごすことができるよう放課後児童クラブを開設し児童の健全育成を図ります。なお、希望する児童すべてが放課後子供教室に参加できるよう連携した運営を行います。	健康福祉課

病児・病後児保育	子どもが急な病気や回復期で保育所等の通所ができないときや、やむを得ない理由で在宅での看護や保育ができない場合に、安心して利用できる病児・病後児保育の環境を提供することで、保護者の子育てと就労を支援します。	健康福祉課
母子保健事業	母子保健法に基づく妊婦健康診査や乳幼児の健康診査、家庭訪問や健康相談、各種健康教室などを行い母性並びに乳幼児の健康の保持増進、育児不安の軽減を図ります。 また、不妊治療費助成、妊婦健康診査交通費助成、新生児聴覚スクリーニング費用助成を行い、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
子育て情報発信事業	とぼっ子メールを活用し、保育所から緊急情報や連絡事項等の必要な情報を速やかに保護者へ提供します。 また、妊娠～出産～子育て期に受けられる鳥羽市の子育てサービスなどをまとめた「とぼっ子子育てガイドブック」を発行し、必要な情報が必要な方に届くよう努めます。	健康福祉課
ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けを必要とする方と、手助けをできる方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをしていく組織「ファミリーサポートセンター」を運営します。 地域における子育て支援を推進するため、会員の架け橋となる専属のアドバイザーを配置してきめ細かなニーズに対応します。	健康福祉課
養育支援訪問事業	家庭的・心理的な事情等により子育てに負担を感じている家庭に支援を行う者が訪問し、養育に関する専門的相談や支援を行うことで、寄り添いながら個々の家庭の抱えている養育上の諸問題が解決、軽減されるよう努めます。	健康福祉課
母子生活支援・助産施設入所措置事業	保護を必要とする母子家庭等の母子や経済的に不安のある妊産婦を施設に保護することで、経済的負担の軽減と精神的不安の解消を図ります。	健康福祉課
地域福祉等推進特別支援事業（ふれあいいいきサロン）	子育て中の方やその子どもが、地域で気軽にふれあう機会を持てるよう各地区でサロンを開催し、地域住民の交流を進めます。	健康福祉課
地域福祉等推進特別支援事業（総合相談）	ふれあい福祉センターの設置（総合相談）及び、地域福祉推進員の設置をします。	健康福祉課

【モニタリング指標】

指標	担当課	現状値 (2017年度)	見込値 (2024年度)
一時保育利用者数（延数）	健康福祉課	113人	120人
乳児家庭全戸訪問実施数・率	健康福祉課	85人 97.7%	85人 100%

(3) 保護者に対する就労の支援

職業訓練の実施及び就職のあっせんなど、保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるとともに、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことなどの教育的な意義にも配慮し対策を推進します。

【実態調査から明らかとなった検討課題】

- 就労支援の充実
- 進学・就職におけるモデルの提供

【取り組みの方向性】

- ①就労に関する相談・情報提供
- ②資格・技能の取得に向けた支援

【具体的取り組み】

取り組み	内容	担当課名
【再掲】 保育所運営事業	保護者の就労又は疾病等の事由で保育を必要とする児童に対し、市内9保育所において保護者に代わり保育を行います。 サービス業従事者の多い鳥羽市の保育ニーズ（途中入所、休日保育等）や近年増加している低年齢児の保育ニーズに応えることで、保護者の就労機会の向上と子育て家庭の支援に努めます。 また、同時に保育所・幼稚園に在籍する場合の2人目からの保育料を無料にすることで、保護者の経済的負担軽減を図ります。	健康福祉課
【再掲】 放課後児童健全育成事業	昼間、共働きなどで家庭に保護者のいない児童が、放課後や長期の休みを安心して過ごすことができるよう放課後児童クラブを開設し児童の健全育成を図ります。なお、希望する児童すべてが放課後子供教室に参加できるよう連携した運営を行います。	健康福祉課
【再掲】 病児・病後児保育	子どもが急な病気や回復期で保育所等の通所ができないときや、やむを得ない理由で在宅での看護や保育ができない場合に、安心して利用できる病児・病後児保育の環境を提供することで、保護者の子育てと就労を支援します。	健康福祉課
幼稚園預かり保育運営事業	就労等のため子育てに支障がある保護者に対し、預かり保育の実施を通じ、子育て支援及び就労支援を行います。	教育委員会 総務課
【再掲】 ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けを必要とする方と、手助けをできる方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをしていく組織「ファミリーサポートセンター」を運営します。 地域における子育て支援を推進するため、会員の架け橋となる専属のアドバイザーを配置してきめ細かなニーズに対応します。	健康福祉課
【再掲】 母子・寡婦福祉事業	ひとり親家庭を対象に子どもの生活・学習支援事業を行います。 また、ひとり親家庭の就労を後押しするため、技能や資格取得の支援（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等）を行うほか、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
雇用情報発信事業	ハローワーク伊勢の求人情報が毎週更新されることから、マリンターミナルやひだまり、市内ショッピングセンター等に求人情報閲覧拠点を設置し、HPを閲覧できる環境にない方も情報を入手できる場所を提供します。	農水商工課
地域のしごと魅力発信事業	市内で活躍する若者事業者等に、しごとの魅力について取材等を行いながらまとめた冊子を、成人者やこれから職場体験に向かう中学生に配布し魅力を伝えることで市内での就業・将来の就業につながるよう努めます。	農水商工課

職業能力向上支援事業	労働者が職業能力や技能の向上を図りやすい環境整備の支援をします。	農水商工課
起業育成支援事業	新たに事業を始めたい方を対象として、起業に必要な、経営、財務、人材育成、販路開拓等のノウハウを提供し、ビジネスプランの作成までを一貫して支援するため、「起業家育成支援セミナー」を開催するほか、起業後のサポートとして個別相談の機会を設けます。	農水商工課
就労支援事業	就労支援員を雇用し、就労可能な生活保護受給者に対して指導・助言・協力を行い自立に向けた相談や支援を実施します。	健康福祉課

【モニタリング指標】

指標	担当課	現状値 (2017年度)	見込値 (2024年度)
保育所入所児童数（年度末現在）	健康福祉課	428人	430人
病児・病後児保育利用者数	健康福祉課	18人	15人
ひとり親家庭の技能や資格取得支援件数 (自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等)	健康福祉課	0件	—

(4) 経済的支援

各種手当等の支給や貸付金の貸付けなどの経済的支援により、子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、世帯の生活を下支えするものとして位置づけ、経済的基盤や生活の場が保たれるよう、必要とする人に適切な支援を届けていきます。

【実態調査から明らかとなった検討課題】

- 子ども食堂等の貧困世帯の支援の充実
- 経済的支援に関する既存制度の周知の徹底と利用支援

【取り組みの方向性】

- ①教育・保育等に係る経済的負担の軽減
- ②経済的支援に関する相談・情報提供

【具体的取り組み】

取り組み	内容	担当課名
【再掲】 就学援助事業	経済的理由により就学することに支障をきたしている児童生徒の保護者に対し、就学にかかる経済的援助を行います。 また、地理的条件のため遠距離通学をしている児童生徒の保護者に対し、通学費の補助を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。	教育委員会 学校教育課
【再掲】 高校生修学支援事業	高校生が安心して通学し、勉学に打ち込める環境をつくるため、教育における経済負担の軽減を図るとともに、子育て支援及び定住促進に資することを目的に高校生の保護者に対して通学費や下宿等の費用の一部を助成します。	教育委員会 総務課
【再掲】 保育所運営事業 (2子目以降無料化)	保護者の就労又は疾病等の事由で保育を必要とする児童に対し、市内9保育所において保護者に代わり保育を行います。 サービス業従事者の多い鳥羽市の保育ニーズ(途中入所、休日保育等)や近年増加している低年齢児の保育ニーズに応えることで、保護者の就労機会の向上と子育て家庭の支援に努めます。 また、同時に保育所・幼稚園に在籍する場合の2人目からの保育料を無料にすることで、保護者の経済的負担軽減を図ります。	健康福祉課
子育て応援事業	新たに子どもが生まれた世帯に子育て用品等の購入費用を補助する「とぼっ子子育て応援券」を交付するほか、6歳未満の子どもを対象に「チャイルドシート等購入費助成券」を発行し、市内で安心して子育てができる環境づくりと、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
とぼっ子カード事業	18歳以下の子どもを育てている世帯を対象に「とぼっ子カード」を発行し、協賛事業所に協力いただき、地域全体で子育て世帯を応援していきます。	健康福祉課
児童扶養手当事業	ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。	健康福祉課
【再掲】 母子生活支援・助産施設入所措置事業	保護を必要とする母子家庭等の母子や経済的に不安のある妊産婦を施設に保護することで、経済的負担の軽減と精神的不安の解消を図ります。	健康福祉課
【再掲】 母子・寡婦福祉事業	ひとり親家庭を対象に子どもの生活・学習支援事業を行います。 また、ひとり親家庭の就労を後押しするため、技能や資格取得の支援(自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等)を行うほか、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
子ども医療費公費負担事業	中学3年生(義務教育終了後)までの子どもにかかる医療費の一部を助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。	市民課

一人親家庭等医療費助成事業	一人親家庭の保護者及び子どもにかかる医療費の一部を助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。	市民課
生活扶助事業 (生活保護)	経済的に自立することが困難な生活困窮者に対し、扶助費(生活扶助・住宅扶助・医療扶助等)を支給し生活を支援します。	健康福祉課
【再掲】 生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている人への具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 また、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることのないよう、子どもの学習支援を実施し生活困窮世帯の子どもの学力向上と居場所づくりを行います。	健康福祉課

【モニタリング指標】

指標	担当課	現状値 (2017年度)	見込値 (2024年度)
就学援助を受けた児童生徒の数・割合	教育委員会 学校教育課	175人 14.1%	—
児童扶養手当受給者数(支給者)	健康福祉課	120人	110人
生活保護世帯・人数(18歳未満)	健康福祉課	3世帯 6人	—

(5) 包括的な支援

少子高齢化や人口減少などを背景に、複雑に絡み合う様々な課題に対して、行政、学校、関係機関・団体等が連携し包括的に支援していくとともに、住民等も主体的に支えあうことで地域と一体になって課題解決を目指します。

また、関係機関等が連携して地域におけるネットワークを構築し、各種相談や取り組みを通じて探知した情報を共有・活用することで、貧困の状況にある子ども及びその保護者を早期に発見します。

【実態調査から明らかとなった検討課題】

- 子どものケアや基本的な生活習慣の確立に向けた支援
- 家庭の教育力の向上のための情報提供や働きかけ
- 子どもの孤立を防ぎ、自尊感情を高める取り組み

【取り組みの方向性】

- ①連携体制の構築
- ②支援人材の育成
- ③子どもの貧困対策に関する情報の収集
- ④社会全体での子どもの支援

【具体的取り組み】

取り組み	内容	担当課名
【再掲】 教育支援センター事業	様々な理由により不登校など学校生活に不適応な状況を示す児童生徒の実態に応じた指導、支援を行い、児童生徒の自立支援を行うため、教育支援センターHARPに専任指導員を配置し通級している児童生徒へ生活指導や学習支援などを行います。 また、学校への定期的な訪問を行い集団不適応を示したり不登校傾向にある児童生徒に対する支援を行います。	教育委員会 学校教育課
【再掲】 放課後子ども教室推進事業	加茂小学校区と安楽島小学校区において、地域の方々の参画を得ながら、防災、調理、工作、運動などの様々な教室を企画し、子ども達の放課後の安全安心な居場所作りに取り組みます。	教育委員会 生涯学習課
社会教育関係団体育成事業	社会教育団体の自主的な活動を支援し、歴史、文化の継承や青少年等の健全育成を図ります。	教育委員会 生涯学習課
虐待等防止ネットワーク事業	児童・障がい者・高齢者・DVなどの虐待について、地域の関係機関と連携しネットワークを構築することにより、保護や支援を必要とする人達の早期発見や早期対応、被害の防止を図ります。	健康福祉課
【再掲】 総合子ども相談事業	総合子ども相談「ほっぷ」において、子どもの発達や成長段階に応じた子育て、学校生活に関すること等、あらゆる相談に対応するとともに関係機関との連携を緊密に行うことで、速やかに必要な支援に繋がっていきます。	健康福祉課
【再掲】 子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するとともに、子育ての事なら何でも相談できる窓口（「利用者支援事業（基本型）」）を開設して助産師や保育士が妊娠・出産から子育てまで幅の広い専門的な相談に対応します。また、こうしたサービスを広く利用できるよう、市内各地に出向く「にこにこ広場」を実施し地域格差のない支援に努めます。	健康福祉課

第5章 具体的取り組み

【再掲】 とばっ子カード事業	18歳以下の子どもを育てている世帯を対象に「とばっ子カード」を発行し、協賛事業所に協力いただき、地域全体で子育て世帯を応援していきます。	健康福祉課
【再掲】 ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けを必要とする方と、手助けをできる方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをしていく組織「ファミリーサポートセンター」を運営します。 地域における子育て支援を推進するため、会員の架け橋となる専属のアドバイザーを配置してきめ細かなニーズに対応します。	健康福祉課
【再掲】 母子・寡婦福祉事業	ひとり親家庭を対象に子どもの生活・学習支援事業を行います。また、ひとり親家庭の就労を後押しするため、技能や資格取得の支援（自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費等）を行うほか、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに資金の貸し付けを行います。	健康福祉課
【再掲】 地域福祉等推進特別支援事業〈ふれあいいいきサロン〉	子育て中の方やその子どもが、地域で気軽にふれあう機会を持つよう各地区でサロンを開催し、地域住民の交流を進めます。	健康福祉課
【再掲】 地域福祉等推進特別支援事業〈総合相談〉	ふれあい福祉センターの設置（総合相談）及び、地域福祉推進員の設置をします。	健康福祉課
【再掲】 生活困窮者自立支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている人への具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。また、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることのないよう、子どもの学習支援を実施し生活困窮世帯の子どもの学力向上と居場所づくりを行います。	健康福祉課
地域共生社会推進事業	少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化などを背景に顕在化してきている複合的な課題に対し、総合的・横断的にサービスを提供するとともに、住民等も「我が事」として参画し連携することで、地域とともに包括的に支援する「地域共生社会」の実現に向けて体制を構築します。	健康福祉課

【モニタリング指標】

指標	担当課	現状値 (2017年度)	見込値 (2024年度)
総合子ども相談「ほっぷ」年間相談件数	健康福祉課	662件	650件
ふれあいいいきサロン（子育てサロン）箇所数	健康福祉課	3箇所	3箇所

第6章 推進体制

第1節 関係機関との連携

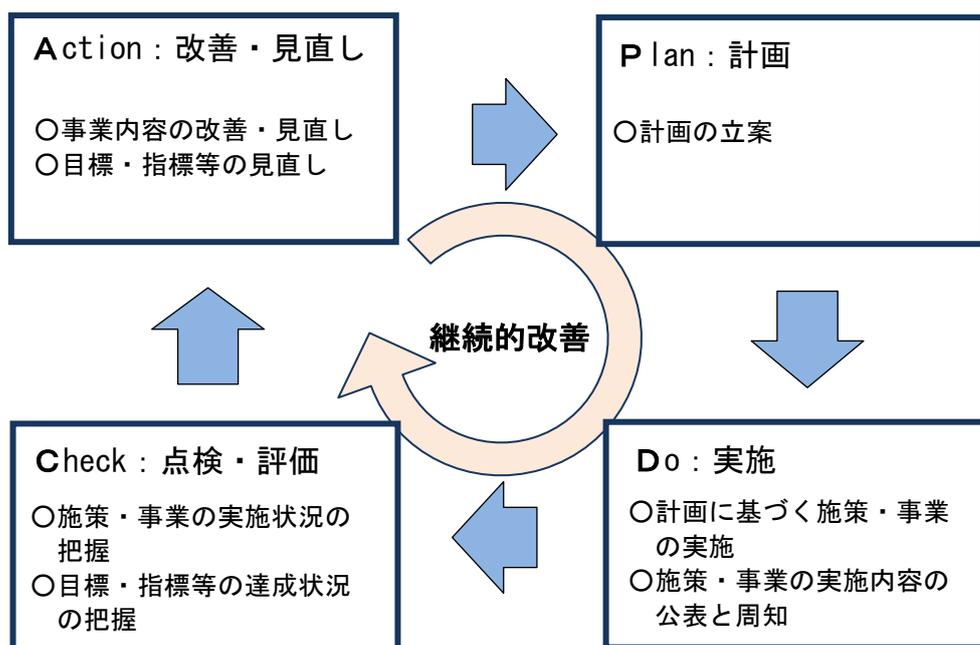
本計画は、保健・福祉・教育・雇用など様々な分野にわたることから、推進にあたっては庁内関係課、関係機関・団体等との連携を図りながら取り組んでいきます。

また、子どもの貧困対策は、国や県の制度や計画と深く関係しているため、国や県とも協力・連携しながら進めていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画期間においては、各施策の進捗状況等を定期的に評価・検証し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化をとらえながら、見直し・改善を進めます。

計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。このサイクルは、個々の事業ごとにPLAN(計画の策定)→DO(計画の実施)→CHECK(計画の評価)→ACTION(計画の改善)と回り、再度、見直し後のPLANにもどり、個々の改善点を把握し、新たなサイクルを回すことにより、取り組みの継続的な改善を繰り返していきます。これにより、計画を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へと繋げていきます。



資料編

第1節 策定経過

開催（実施）事項 期 日	内 容
<p>平成 29 年度</p> <p>鳥羽市子どもの生活に関するアンケート調査の実施</p> <p>●実施期間 平成 29 年 11 月 29 日（水）～平成 29 年 12 月 5 日（火）</p>	
<p>鳥羽市子ども・子育て会議</p> <p>●日時 平成 30 年 2 月 21 日（水）</p>	<p>鳥羽市子どもの生活に関するアンケート調査の結果について</p>
<p>平成 30 年度</p>	
<p>第 1 回鳥羽市子ども・子育て会議</p> <p>●日時 平成 30 年 8 月 1 日（水）</p>	<p>鳥羽市子どもの貧困対策計画（案）について</p> <p>※計画体系について審議</p>
<p>第 2 回鳥羽市子ども・子育て会議</p> <p>●日時 平成 30 年 11 月 21 日（水）</p>	<p>鳥羽市子どもの貧困対策計画（案）について</p> <p>※計画案について審議</p>
<p>鳥羽市子どもの貧困対策計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施</p> <p>●実施期間 平成 31 年 1 月 4 日（金）～平成 31 年 1 月 18 日（金）</p>	
<p>第 3 回鳥羽市子ども・子育て会議</p> <p>●日時 平成 31 年 2 月 20 日（水）</p>	<p>鳥羽市子どもの貧困対策計画（案）の承認</p>

第2節 鳥羽市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、鳥羽市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 鳥羽市子ども・子育て支援事業計画を推進するため、事業の進捗状況の点検、評価及び見直し等に関し、調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、鳥羽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の意見を聴いた上で、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

第3節 鳥羽市子ども・子育て会議委員名簿

所属団体名等	氏名	備考
はね小児科医院	羽根 靖之	委員長
鳥羽市民生委員児童委員協議会	尾崎 かおり	副委員長
かがみうら保育所保護者	小林 健太郎	
かもめ幼稚園保護者	鎌田 葉子	
放課後児童クラブ運営委員会	中世古 光正	
鳥羽市小・中学校校長会	池田 榮	H29委員
	野村 睦	H30委員
一般公募	濱口 正久	
かもめ幼稚園	南川 光代	
鳥羽市保育所長会	野尻 小かん	
鳥羽市健康福祉課	南 朱美	



とば子育て応援キャラクター「シュシュ」

鳥羽市子どもの貧困対策計画

発行日：平成 31 年 3 月
発行：鳥羽市 健康福祉課 子育て支援室
〒517-0022 鳥羽市大明東町 2 番 5 号
TEL：0599-25-1184 FAX：0599-37-7186